2026年11月12日

各　位

会　社　名　　株式会社ブイ・テクノロジー
代表者名　　代表取締役 兼　社長執行役員　　杉本　重人
（コード番号：7717　東証プライム市場）
問合せ先　　IR室長　　小野　雅弘
（TEL：045-338-1981）

株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　処　分　期　日	2026年12月1日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式　11,100株
（３）　処　分　価　額	１株につき4,650円
（４）　処　分　総　額	51,615,000円
（５）　処　分　予　定　先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））

２．処分の目的及び理由

当社は、2020年５月12日付取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度の導入を決議し、2020年６月25日開催の第23回定時株主総会において承認決議されました。また、2020年10月29日付取締役会において、株式報酬制度の対象者に当社の子会社の常勤取締役を追加いたしました。その後、2025年６月26日開催の第28回定時株主総会にて、「監査等委員会設置会社への移行」に伴う措置として、当社の株式報酬制度の対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に一部変更した上で継続することに関する議案が承認されたことに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、株式報酬制度を継続することを決議しております。

株式報酬制度の概要につきましては、2020年５月12日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び「第28回定時株主総会招集ご通知（第７号議案）」をご参照ください。

また、当社は、2020年５月12日付取締役会において、当社の従業員（執行役員を含みます。以下も

同様です。）の福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、インセンティブ・プラン（以下、「株式報酬制度」と総称して「本制度」といいます。）の導入を決議し、現在に至るまで本制度を継続しております。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の当社の取締役及び当社の子会社の常勤取締役並びに当社の従業員（総称して以下、「取締役等」といいます。）の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数 10,057,600 株に対し、0.11％（2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 95,565 個に対する割合 0.12％。いずれも、小数点以下第３位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

（１）名称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
（２）委託者	当社	
（３）受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）	
（４）受益者	当社の取締役及び当社の子会社の常勤取締役のうち受益者要件を満たす者	当社の従業員のうち受益者要件を満たす者
（５）信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	
（６）議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
（７）信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
（８）信託契約日	2020 年９月２日	
（９）信託の期間	2020 年９月２日～2030 年９月末日（予定）	
（１０）信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること	

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 11 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 4,650 円といたしました。当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することができないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであり、有利発行には該当しないと判断したためです。

４．企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25％未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以　上